

青少年が成長過程で直面する課題への対応方策について

～社会的自立に向けた力をはぐくむために～

平成 30 年・令和元年度 板橋区青少年問題協議会提言

令和 2 年 2 月

板橋区青少年問題協議会

はじめに

青少年が社会的自立を果たし、いきいきと輝くことのできる社会の実現はすべての大人の願いである。そのためには、青少年が将来に向けて夢や希望を抱き、自立への意欲を持って充実した生活を送れるような社会の実現が不可欠である。

これまでも、諸外国の若者と比べて我が国の青少年には、将来に明るい希望を見いだせない、自分に自信が持てないといった、自己肯定感の低さが目立つことが問題視されてきた。そのため、青少年の自尊感情や自己有用感を高め、心身ともに健やかな成長を促すための取組が社会には求められている。

また、様々な悩みや生きづらさを抱えたり、ひきこもり等によって社会的自立が困難な状況に直面していたりする青少年とその家族に対しては、早期の支援につなげるとともに、困難や問題状況の長期化を未然に防ぐことが急務とされる。

このような状況の中、青少年健全育成・支援を推進していくためには、関連する各事業の連携と協働を密にし、切れ目のない支援体制を構築することが重要となってきた。

そこで、今期の板橋区青少年問題協議会では次代を担う青少年が、社会的自立を果たすうえで直面する可能性のある課題を抽出し、課題解決のために実現可能な方策について具体的に示し、実現に向けた取組を進めるように区に提言することとした。

この提言書は、平成 30 年度及び令和元年度に開催された本協議会における議論をまとめたものである。青少年の社会的自立に向けた支援を展開する際の一助となれば幸いである。

板橋区青少年問題協議会

目次

第1章 今期の協議テーマについて	1
第2章 青少年を取り巻く子ども・若者施策の動向	2
1 国の動向	2
(1)「子供・若者育成支援推進大綱」の策定	
2 都の動向	4
(1)「東京都子供・若者計画」の策定	
3 区の動向	5
(1)「板橋区子ども・若者計画 2021」の策定	5
(2)「板橋区子ども・若者計画 2021」の推進	6
(3)板橋区青少年問題協議会との関係	6
第3章 青少年が成長過程で直面する課題への対応方策について	7
・提言1 社会的自立に向けた居場所の拡充	8
方策1 家庭でも学校でもない、第三の自己形成の場の確保	8
方策2 第三の居場所と相談機関の連携、効果的な支援体制の確立	9
方策3 一人で悩まない、同じ悩みを共有できる場の提供	9
・提言2 多様な進路選択を支援する機会の拡充	10
方策1 主体的な進路選択を支援する機会の拡充	10
方策2 高校進学後の柔軟な進路変更の機会についての情報提供	11
方策3 情報発信の仕組みづくりと情報の一体的活用	11
・提言3 関係機関との連携の推進	12
方策1 都と区との連携	12
方策2 学校・家庭・地域の連携・協働	14
方策3 関係支援団体との連携	16
おわりに	18
参考資料	19

第1章 今期の協議テーマについて

子ども・若者は、健やかに育ち、年齢に応じた経験を重ねる中で、多様な人々との関わり合いを通して成長する。そして、社会参加を重ねながら社会的自立を果たし、自らの能力を活かして活躍していくことが期待されている。

しかし、学力や家庭、人間関係等の問題に直面し、社会生活に適応できないでいる子ども・若者も増えている。不登校やひきこもり、若年無業者（ニート（※1））の自立に関する課題や、これらの状態の長期化により様々な成長の機会を失い「生きる力」が十分にはぐくまれないと、将来の社会的自立に重大な影響を及ぼすことが懸念される。子ども・若者は、成長を遂げ、一人の大人として自立し、社会への参加を果たすために必要な基礎的能力を幼少期から思春期、青年期までの間に身に付けなければならない。学校・家庭・地域・関係機関・行政は、連携・協働し、地域社会全体で子ども・若者が社会参加を果たすための基礎的能力である「生きる力」をはぐくむ必要がある。

今期の板橋区青少年問題協議会では、小・中学校時代の不登校と高校進学後の中途退学が、その後の本人のキャリア形成に大きく影響を及ぼし、成長する機会を失わせて「生きる力」の獲得を阻む可能性があることの重大性に鑑み、これらの課題に対し専門部会を設置し、問題状況や課題についての認識を共有し課題を深掘りしたうえで、そこから導かれる施策の充実をめざし、検討を行うこととした。限られた時間の中での検討のため、小・中学校時代の不登校と高校進学後の中途退学についてのすべての課題に触れられたわけではないが、今期の取組により、少しでも困難な局面にある子ども・若者をエンパワー（※2）できる施策を見出すことができると考えている。

（※1）「若年無業者（ニート（Neet））」とは、「Not in Education, Employment or Training（就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者）」の略で、元々はイギリスの労働政策において出てきた用語。日本では、若年無業者のことをいっています。若年無業者とは、「15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者」をいう。

（※2）「エンパワー（Empower）」とは、「～に自信を持たせる、～を力づける」という意味。

第2章 青少年を取り巻く子ども・若者施策の動向

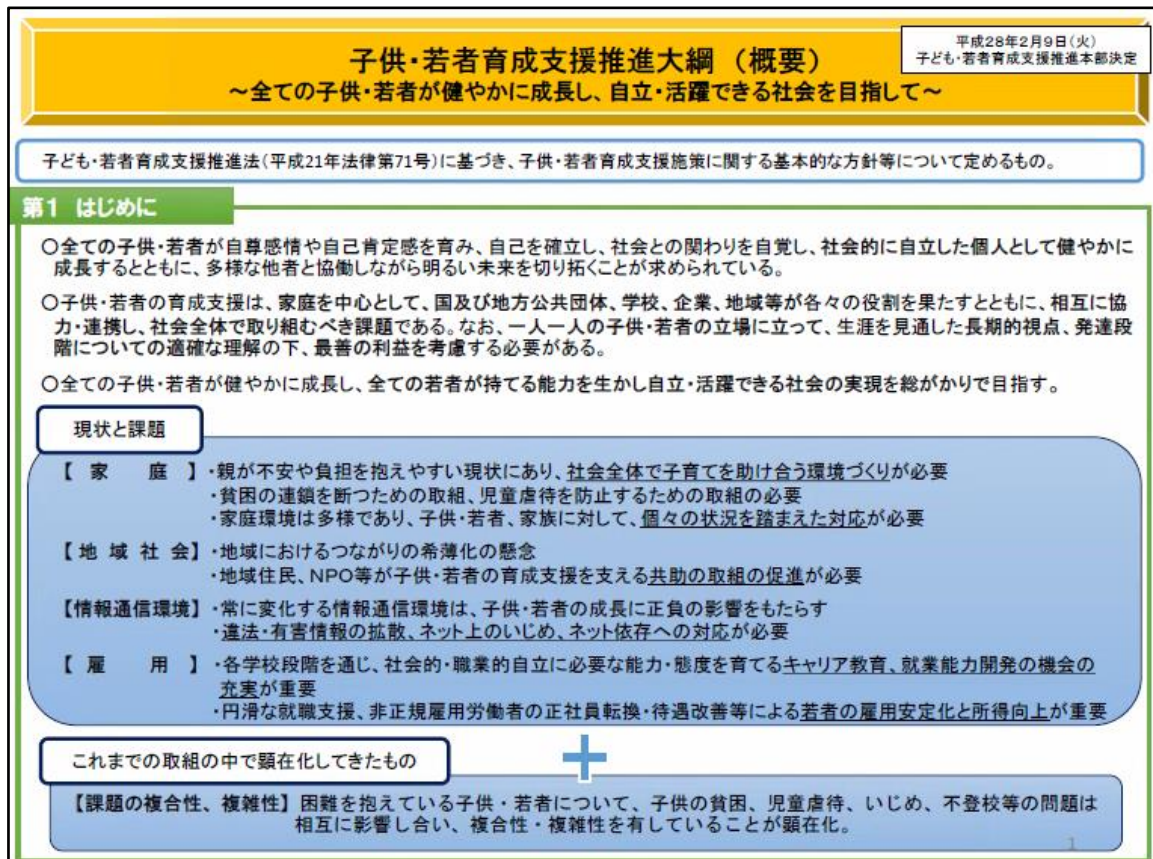
1 国の動向

(1) 「子供・若者育成支援推進大綱」の策定

「子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者が深刻な状況にある」との基本認識に立ち、子ども・若者育成支援施策を実施するために、平成21年7月「子ども・若者育成支援推進法」が成立した。

その後、社会的な生活を送る上で困難を有する子ども・若者について、生育環境において様々な問題に直面した経験を有している場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート等の問題が相互に影響し合うなど、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況となっていることなどの指摘を受け、子ども・若者育成支援施策のさらなる推進を図るため「子供・若者育成支援推進大綱（以下「大綱」という。）」が平成28年2月に策定された。大綱では、①全ての子供・若者の健やかな育成、②困難を有する子供・若者やその家族の支援、③子供・若者の成長のための社会環境の整備、④子供・若者の成長を支える担い手の養成、⑤創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、という5つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針としている。

【図表1】子供・若者育成支援推進大綱の概要



第2 基本的な方針(5つの重点課題)

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- ・基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養
- ・心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成
- ・地域の実情を踏まえた、子供・若者育成支援に関する相談窓口の整備の促進

2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援

- ・年齢階層で途切れさせない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援
- ・家庭等に出向き支援するアウトリーチ(訪問支援)の充実
- ・子供の貧困対策、児童虐待防止対策の強化

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- ・地域等で実施される各種の体験・交流活動の充実
- ・インターネットの急速な普及を踏まえた情報通信技術の適切な利用

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- ・官公民連携による地域における共助機能の充実
- ・総合的な知見を有するコーディネーターの養成

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- ・グローバル人材、科学技術人材の育成
- ・情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
- ・地域づくりで活躍する若者の応援

第3 基本的な施策

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- (1) 自己形成のための支援
 - ① 日常生活能力の習得
 - ・インターネットの適切な利用に関する学習活動の推進 等
 - ② 学力の向上 ③ 大学教育等の充実
- (2) 子供・若者の健康と安心安全の確保
 - ① 健康教育の推進と健康の確保・増進等
 - ・心の健康、薬物乱用、発達段階に応じた性に関する知識の教育の充実 等
 - ・妊娠・出産・育児に関する正しい理解に係る教育や情報提供の充実
 - ② 子供・若者に関する相談体制の充実
 - ・困難を抱えた場合の相談先や解決方法の啓発広報
 - ・子ども・若者総合相談センターの充実
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 等
 - ③ 被害防止のための教育
- (3) 若者の職業的自立、就労等支援
 - ① 職業能力・意欲の習得 ② 就労等支援の充実
- (4) 社会形成への参画支援

2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援

- (1) 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実
 - ・子ども・若者支援地域協議会の設置促進・活動の充実
 - ・アウトリーチ(訪問支援)に携わる人材の養成 等
- (2) 困難な状況ごとの取組
 - ① ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者への支援等
 - ・地域若者サポートステーションによる支援の充実 等
 - ② 障害等のある子供・若者の支援
 - ③ 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等
 - ④ 子供の貧困問題への対応
 - ・国民運動の取組の展開、充実 等
 - ⑤ 特に配慮が必要な子供・若者の支援
- (3) 子供・若者の被害防止・保護
 - ① 児童虐待防止対策
 - ・児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応 等
 - ② 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- (1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
 - ① 保護者等への積極的な支援
 - ② 「チームとしての学校」と地域との連携・協働
 - ③ 地域全体で子供を育む環境づくり
 - ・放課後子ども総合プランの推進
 - ・社会性・人間性等を育む多様な体験・交流活動の推進 等
 - ④ 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
- (2) 子育て支援等の充実
- (3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応
 - ・安全・安心なインターネットの利用に関する教育・啓発活動の強化
 - ・ネット依存の傾向が見られる青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施 等
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- (1) 地域における多様な担い手の養成
 - ・子育て経験者や様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体の参加促進 等
- (2) 専門性の高い人材の養成・確保
 - ・総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成
 - ・教育、医療・保健、福祉等の専門職の人材確保、専門性の向上

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- (1) グローバル社会で活躍する人材の育成
 - ・留学支援の充実 等
- (2) イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成
 - ・先進的な理数教育の支援 等
- (3) 情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
 - ・情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成
- (4) 地域づくりで活躍する若者の応援
 - ・地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成
 - ・「地域おこし協力隊」の推進 等
- (5) 国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成
 - ・国際大会で活躍が期待できる競技者の発掘・育成・強化
 - ・世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成
- (6) 社会貢献活動等に対する応援
 - ・内閣総理大臣表彰の創設

第4 施策の推進体制等

- (1) 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有 (2) 広報啓発等 (3) 国際的な連携・協力
- (4) 施策の推進等
 - ・地域における先進的な活動についての情報を共有しつつ、行政、学校、企業、NPO等の連携を強化し、社会総がかりでの取組を促進 等

内閣府「子供・若者育成支援推進大綱 概要」より

2 都の動向

(1) 「東京都子供・若者計画」の策定

東京都では、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく都道府県子ども・若者計画として、全ての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、東京都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図る目的で「東京都子供・若者計画」を平成27年8月策定した。「全ての子供・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援」という理念のもと、①全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立の支援、②社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援、③子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備の3点について重点的に取り組むことを基本的な方針としている。

【図表2】「東京都子供・若者計画」の概要



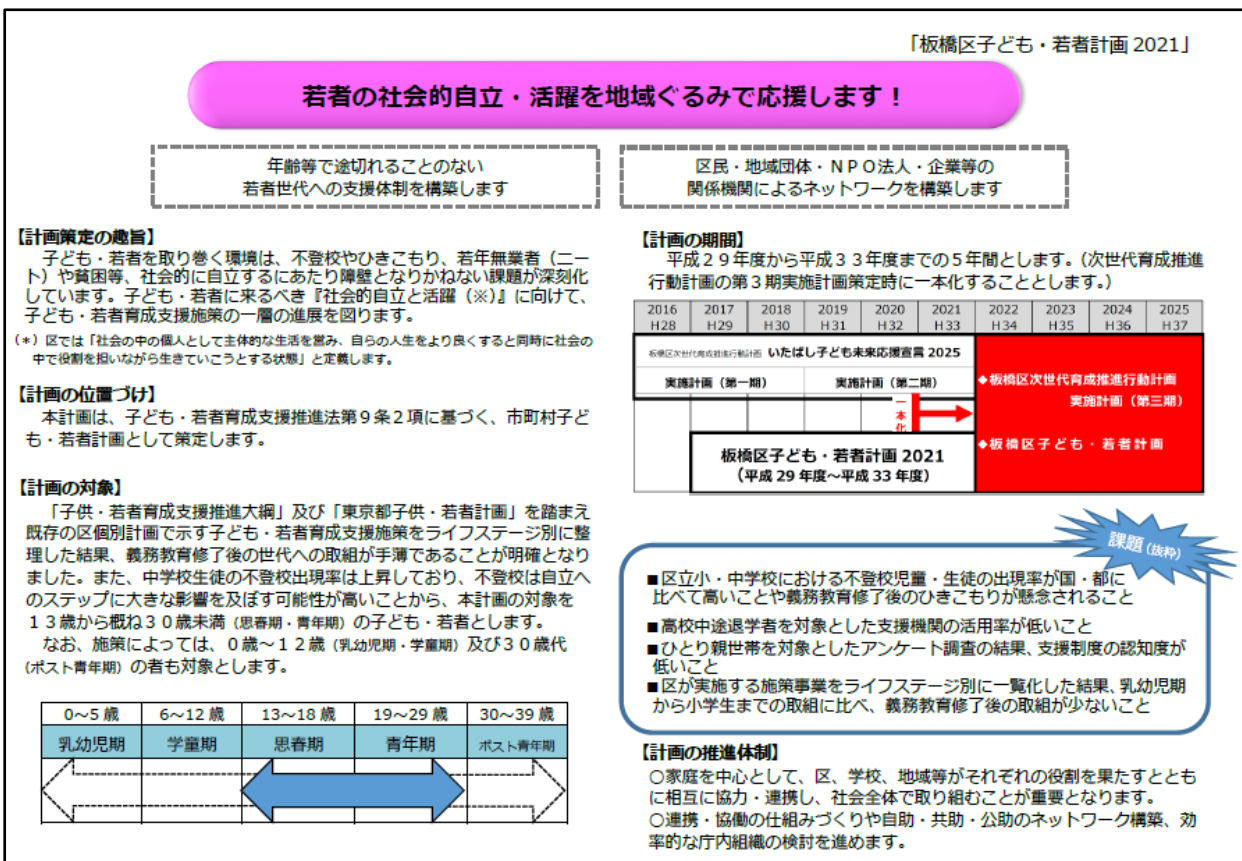
東京都「東京都子供・若者計画」の概要より

3 区の動向

(1) 「板橋区子ども・若者計画 2021」の策定

板橋区では、国の「子供・若者育成支援推進大綱」及び東京都の「東京都子供・若者計画」を踏まえ、子ども・若者育成推進法第9条2項に基づく、市町村子ども・若者計画として、子ども・若者の健やかな成長をめざすと共に、子ども・若者育成支援施策のより一層の進展を図ることを目的として「板橋区子ども・若者計画 2021（以下「本計画」という。）」を平成29年12月策定した。本計画では「若者の社会的自立・活躍を地域ぐるみで応援します！」を理念に子ども・若者育成支援施策をライフステージ別に、①無限の可能性を引き出します ②職業観・勤労観を醸成します ③社会とのつながりを創ります ④貧困対策を推進します の4つの個別目標とそれぞれのステージでの重点取組を掲げ、既存事業の充実を図り、その有効性を向上させるとともに、新たな取組にも着手することで、若者の社会的自立と活躍の推進を目的としている。

【図表3】「板橋区子ども・若者計画 2021」の概要



【図表4】「板橋区子ども・若者計画2021」計画の理念・取組

理念	目標	重点取組	事業	新たな取組
<p>若者の社会的自立・活躍を地域ぐるみで応援します！</p> <p>◇ 年齢等で途切れることのない若者世代への支援体制を構築します</p> <p>◇ 区民・地域団体・NPO法人・企業等の関係機関によるネットワークを構築します</p>	<p>無限の可能性を引き出します</p> <p>多世代交流や社会貢献活動を通じて、他者からの承認や達成感を得ることにより、自己有用感を高めていきます。様々な経験を積む中で、夢や希望に向かって努力することや社会で生きるための基本的な力を養成します。</p>	<p>多様な人々との交流や体験活動の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ Ol-youth (おい・え・や) 若者による事業検討会 ○ ジュニアリーダー体験学習事業 ○ 青少年健全育成地区委員会活動事業 ○ いきいき寺子屋プラン事業 ○ ジュニアリーダー顧問会支援 ○ 青少年表彰 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 英語村・中学生海外派遣の実施 ■ 新学習指導要領による社会に関わった教育課程の編成と実施 ■ スポーツ先進医療によるアスリートへの支援 ■ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関連する若者の活躍の機会創出とレガシー活用の検討 ■ 子どもの夢を応援する仕組みの検討 ■ スポーツや芸術等を通じた可能性発達の仕組みの検討
	<p>職業観・勤労観を醸成します</p> <p>社会体験の機会を経て多様な価値観に触れる経験を積みながら、主体的・創造的に生きていくことができる資質や能力を育み、職業選択の可能性を広げます。</p>	<p>企業や地域の様々な主体との連携による職業能力開発の機会創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ キャリア教育・体験活動 ○ いたばし若者サポートステーション事業等 ○ キャリア・カウンセリング ○ 若年者向け就職支援事業 ○ 若者就職サポート事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中学校卒業時における進路未決定者への支援 ■ 高等学校との連携による中途退学の抑止と中途退学者への支援
	<p>社会とのつながりを創ります</p> <p>一人ひとりへの対応が充実するよう、学校・家庭・地域・専門機関等が連携した支援体制を整えます。また、積極的な情報提供と安心できる居場所や社会とのつながりを創出します。</p>	<p>支援を要する人の早期発見と安心できる居場所の提供や仲間づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不登校対策 ○ 適応指導教室（板橋フレンドセンター） ○ スクールソーシャルワーカーの配置 ○ Ol-youth (おい・え・や) 事業等 ○ 学びいプレイス ○ 中高生勉強室 ○ 子どもなんでも相談 ○ ひきこもり相談・ひきこもり家族教室 ○ 子ども発達支援センター事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家庭教育支援チームの発足 ■ 区HPにおける若者相談機関等検索サイトの開設 ■ 発達障がい者支援センター開設準備 ■ (仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター開設準備 ■ 子ども・若者支援地域協議会の設置検討
	<p>貧困対策を推進します</p> <p>教育の機会均等を図り、生活の支援等を総合的に推進することで、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることを防ぎ、貧困の世代間連鎖を断ち切ります。</p>	<p>就学・進学に必要な費用の貸付・支援制度の積極的な情報提供と教育機会の保障</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習支援事業「まなぶーす」 ○ 高校受験対策・塾代支給等 ○ 就学援助 ○ ひとり親家庭自立支援給付金 ○ 母子及び父子福祉資金 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ひとり親家庭相談体制の充実 ■ 児童養護施設等退所者の支援のあり方検討 ■ 関係機関、地域活動団体等の新たなネットワークの構築

(2) 「板橋区子ども・若者計画2021」の推進

本計画では、一部事業については、事業の進捗状況を明らかにする数値データなどの指標を定めることが困難であったり、現時点において計画中の事業もあるため、課題解決の状況を定量的かつ的確に明示する指標を定めることは困難であると判断し、明確な成果指標は設定していない。ただし、子ども・若者の現状を表す参考数値等を踏まえ、各種事業の更なる充実に向けて取り組むことが期待される。

(3) 板橋区青少年問題協議会との関係

本計画の中で、区や東京都のデータをもとに、子ども・若者を取り巻く課題として、区立中学校における不登校生徒の出現率が国や都に比べて高いことや、義務教育終了後のひきこもりが懸念されること、都立高校中途退学者出現率の平均を立地区別に比較すると、近隣区に比べて高く、区として義務教育終了後の取組が少ないことが見えてきた。

板橋区青少年問題協議会では、平成30年・令和元年度の協議内容として本計画の点検・評価を行い、専門部会を設置し、支援体制の構築及び支援施策を検討した。

第3章 青少年が成長過程で直面する課題への対応方策について

本協議会での協議の内容を踏まえて、青少年が成長過程で直面する課題への対応方策として、以下の3項目について提言する。

提言 1 社会的自立に向けた居場所の拡充

- 方策 1 家庭でも学校でもない、第三の自己形成の場の確保
- 方策 2 第三の居場所と相談機関の連携、効果的な支援体制の確立
- 方策 3 一人で悩まない、同じ悩みを共有できる場の提供

提言 2 多様な進路選択を支援する機会の拡充

- 方策 1 主体的な進路選択を支援する機会の拡充
- 方策 2 高校進学後の柔軟な進路変更の機会についての情報提供
- 方策 3 情報発信の仕組みづくりと情報の一体的活用

提言 3 関係機関との連携の推進

- 方策 1 都と区との連携
- 方策 2 学校・家庭・地域の連携・協働
- 方策 3 関係支援団体との連携

提言 1 社会的自立に向けた居場所の拡充

不登校に関しては、従前、児童・生徒を学校に戻すことに重点をおいた取組が進められてきた。しかし、平成 28 年 2 月には、不登校の児童・生徒に学校以外での多様な学びの場を提供することをめざした「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「教育機会確保法」という。）」が施行された。教育機会確保法は、不登校の児童・生徒の学校外での多様で適切な学習活動の重要性と休養の必要性を認めており、学校に復帰させること以外の支援について検討する動きが広がりつつある。学校復帰は引き続き重要な目標ではあるが、学校という空間にどうしても馴染めない児童・生徒に対して「安心して過ごせる」、「活躍できる」様々な居場所の整備が全国的に進められている。ただし、同時にそうした取組においても、児童・生徒には学校に復帰するしないにかかわらず、将来の社会的自立に向けた成長を支援することが求められるという視点を欠かさずにはいけない。

板橋区では、平成 22 年の「地域が支える中高生の健全な育ちと自立への方策」(答申)で、青少年センター(仮称)の整備による「地域での居場所」の提供が提言され、平成 28 年 10 月 1 日、区内に 2 カ所あった社会教育会館を「生涯学習センター（まなぼーと）」としてオープンさせるとともに、この施設の一部を改修し「i-youth（あい・ゆうず）」を設立した。i-youth では「中高生・若者支援スペース」を開設し、若者がひとりでも気軽に立ち寄れる場、ダンスや演劇の練習等ができる活動の場、静かに自主学習ができる場等を設け、若者の居場所として近隣の子ども・若者に広く周知されてきている。

また、「板橋フレンドセンター」では様々な理由で学校に行くことができないでいる児童・生徒に対して、学習や体験活動を通じて、社会的自立を支援している。令和元年 9 月からは、より多くの子どもたちにとって身近な場所となるように、成増生涯学習センター内に「成増フレンド」を開設し、施設の特性を生かして成増生涯学習センターで活動する団体との交流事業を展開している。引き続き、子ども・若者の状況や社会情勢に合わせ、子ども・若者の社会的自立を促す居場所支援の方策を検討する必要がある。

方策 1 家庭でも学校でもない、第三の自己形成の場の確保

家庭や学校に悩みを抱える子ども・若者にとって「第三の居場所（サード・プレイス）」があることは、心の安定の上で大切なことである。また、そこで過ごすことが、学校以外での多様な学びの場の提供につながったり、新しい自己実現のきっかけや成長の機会となれば、将来の社会的自立に向けた「生きる力」の形成にもつながっていく。さらに、第三の居場所で、本人が主体的に関われるような魅力ある活動や機会が提供されれば、そこに集った子ども・若者同士が関わりあいながら集団の中で成長していくことも可能となる。

具体的な取組の方向性

- 子ども・若者の企画・運営による世代を超えた積極的な交流の推進
- 学習支援をきっかけとした、居場所の提供
- 地域・社会貢献を通して、子ども・若者の成長を促す実体験活動の推進

方策2 第三の居場所と相談機関の連携、効果的な支援体制の確立

居場所で過ごす子ども・若者にとって、悩みなどを気軽に相談できる人や機会があることが、安心感を与えるとともに、効果的な支援にもつながる。また、第三の居場所が相談機能を併せ持つことは、子ども・若者が自分自身の成長発達にとっての適切なタイミングで、速やかに次のステップへ進むことへの後押しともなりうる。

相談機関を直接利用することには難しさを感じる子ども・若者や保護者もいることから、第三の居場所が相談機能を併せ持つと、相談のしやすい環境をつくることにもなる。例えば、成増生涯学習センターの施設内に教育相談室が併設されており、相談機関と第三の居場所との連携により、個々のニーズに応じた効果的な支援が可能となっている。

第三の居場所は、すべてが同じ機能を持つわけではないため、それぞれの居場所同士や他の支援機関との相互連携による支援機能の補完も大切である。また、行動範囲が広い若者への支援には、必要に応じて区の枠を超えた居場所や機関の間での情報共有・連携が求められる。

様々な連携の深まりは、区がアウトリーチすることの難しい中学校卒業後の若年者等との新たなつながりを生み、高校中退予防及び中退後の支援等の自立支援施策の効果的な取組にもつながることが期待できる。

具体的な取組の方向性

- 相談窓口と居場所の連携による、居場所へのスムーズな定着
- 子ども・若者に寄り添う職員・ボランティアの配置・育成
- 支援機関との連携・情報共有による、課題の早期発見・早期対処

方策3 一人で悩まない、同じ悩みを共有できる場の提供

悩みを持つ子ども・若者にとって、自らの悩みや現在の思いを自身の言葉で周囲に伝えることは難しい。また、相談機関へ行くことは、非常に勇気のいる行動であり敷居が高いとも言える。様々な悩みを抱えた子ども・若者、さらにはその保護者と、同じように困難な状況から立ち直った経験を持つ者がつながることができる場は、常設された第三の居場所とはまた違う、有意義な場になりえる。悩んでいる本人には、経験者がロールモデルとなって本人が前向きに自らの将来像を描けるような情報を、保護者には悩みを抱える我が子への接し方など、家族が参考にできる具体的情報を提供したり、同様の課題を抱える者同士が寄り添いあうことができる場が提供できると、相談機関とはまた別の安心を感じられる空間となり、本人も保護者も将来を見据えた長期的なビジョンを描くことが可能となる。

具体的な取組の方向性

- 不登校、中途退学等の経験者の体験談が聞ける機会の提供
- 保護者が集い、悩みを共有できる機会の提供
- 子ども・若者にとって相談しやすいツールの活用

提言2 多様な進路選択を支援する機会の拡充

高校は義務教育ではないが、日本における高校進学率は98%を超え、社会では、高校を卒業することは、必要なキャリアパスの一つであるという意識や見方が浸透している。中学校時代に不登校であっても、高校進学への道は開かれており、新たな環境に身を置くことにより、再び通学できるようになることも珍しくない。高校卒業というゴールの実現のためには、提言1のように不登校時に適切な学習の機会を得ておくとともに、高校を選択する段階において、多様な選択肢の中から主体的に進路先を決定することが求められる。安易な学校選択や受け身の進路決定は、高校進学後に困難な局面を迎えた際に、投げやりな態度を生んだり、諦めを生じやすくさせ、高校中退につながってしまう危険性がある。

そこで、生徒自身が自らの進路を主体的に考えて、将来の夢や生き方に向きあえるよう、社会的自立に向けて、関係行政機関が連携して情報提供を行ったり、適切なタイミングでの柔軟な支援を行うなど、高校卒業を迎えられるための様々な方策を検討する必要がある。

方策1 主体的な進路選択を支援する機会の拡充

東京都が実施した「都立高校中途退学者等追跡調査（平成24年度実施）」によると、回答した中途退学者のうち、その後、何らかの教育・訓練を受けている者は、38.6%であった。退学という選択は自身の判断によるところが大きいが、社会でキャリアパスの一つとして機能している高校卒業を、学習意欲を持っている者が断念してしまうのであれば、あまりに惜しいことである。

本協議会の専門部会の中では、本人の将来への目標の見つけづらさや、就学継続への動機づけの弱さ、保護者と本人の希望進路の相違、進学時における安易な学校選択などが早期の高校中途退学の一因になっているといった討議があった。

中学校在学時における進路選択の際に、自らの目標や将来設計とも関わらせながら積極的に情報収集をするなど主体的に高校選びを行うことが、進学後の様々な困難や壁に突き当たったときに踏みとどまることができる元となるのであれば、そこに焦点を当てた支援を展開していくことが有効である。

また、学校側も上級学校を目指す進学型の高校か、就職型の高校かといった単線型の進路指導の他、自身の思いや状況の変化に応じて進路を変更できることを伝える複線型の進路指導を行うことも重要である。

具体的な取組の方向性

- 将来の目標設定や進路（将来の生き方）の選択、そのための情報収集、主体的な進路選択を支援するため、小中一貫教育でのキャリア教育の充実
- 様々なタイプの高校情報の提供
- 多様な生徒のニーズに応じるための高校側からの情報提供の充実

方策2 高校進学後の柔軟な進路変更の機会についての情報提供

高校進学後に将来の目標が変わり、他の高校で勉強したいなどの希望が明確になる場合や、そこまで明確ではなくても、本人が思い描いていた高校生活と実際との乖離を感じて、中途退学に至ることが少なくない。そうした進路変更の希望に対応できるように、都立高校では学期ごとに「転学・編入学募集」による柔軟な転学・編入学の機会を設けている。しかし、この制度の本人、保護者への周知や浸透、制度の趣旨についての理解は必ずしも十分とは言えない。このような、高校での就学をあきらめることなく目的を達成したり、環境を変えることができる仕組みがあることを広く周知していくことが必要である。

また、中学校と高校との連携により、生徒情報の共有を実現するなどし、一人一人をきめ細かく、柔軟に支援していくための取組が求められる。

具体的な取組の方向性

- 転学・編入学の制度の周知と理解の促進
- 生徒情報をめぐる中学校と高校間の連携の実現
- 本人が再就学を希望する場合、情報提供や相談活動など、
チャレンジを励ます具体的な支援の提供

方策3 情報発信の仕組みづくりと情報の一体的活用

相談窓口や支援機関に関して、ホームページやリーフレットの配布といった情報の発信は行われているが、中途退学者の支援機関の活用状況については、先の「都立高校中途退学者追跡調査」の結果を見ても「特に利用したことがない」という回答が圧倒的に多い。こうした支援の認知度を高めていくためには、子ども・若者やその家族になじみのあるメディアや広報媒体を介して、必要な時期に適切な手段で情報を発信していく必要がある。

特に、子ども・若者にはSNSが身近なコミュニケーション手段であるため、SNSの機能を活用した情報発信の手法を検討することが有効である。

また、文部科学省から、令和2年度より不登校支援のための総合調整を行うコーディネーターの配置を進める方針が発表された。複合的な課題を抱える子ども・若者の場合、様々な分野の関係機関が関わり、連携することが重要である。そのために、関係機関の役割や連携に関する情報を一体的に活用できるようなネットワークを構築することが求められる。

具体的な取組の方向性

- SNSなどを活用した効果的な情報発信の検討
- 区域を限定しない、居場所の相互ネットワークの構築
- 情報の一体的活用と支援のコーディネーターの配置

提言3 関係機関との連携の推進

子ども・若者の健やかな成長と社会的自立に向けて、課題を早期に発見し、適切な支援につなげていく必要がある。そのためには、家庭を中心に、学校、地域、区等がそれぞれの役割を果たすとともに、得意・不得意な分野を踏まえつつ、相互に協働・連携し、社会全体で支援に取り組むことが求められている。

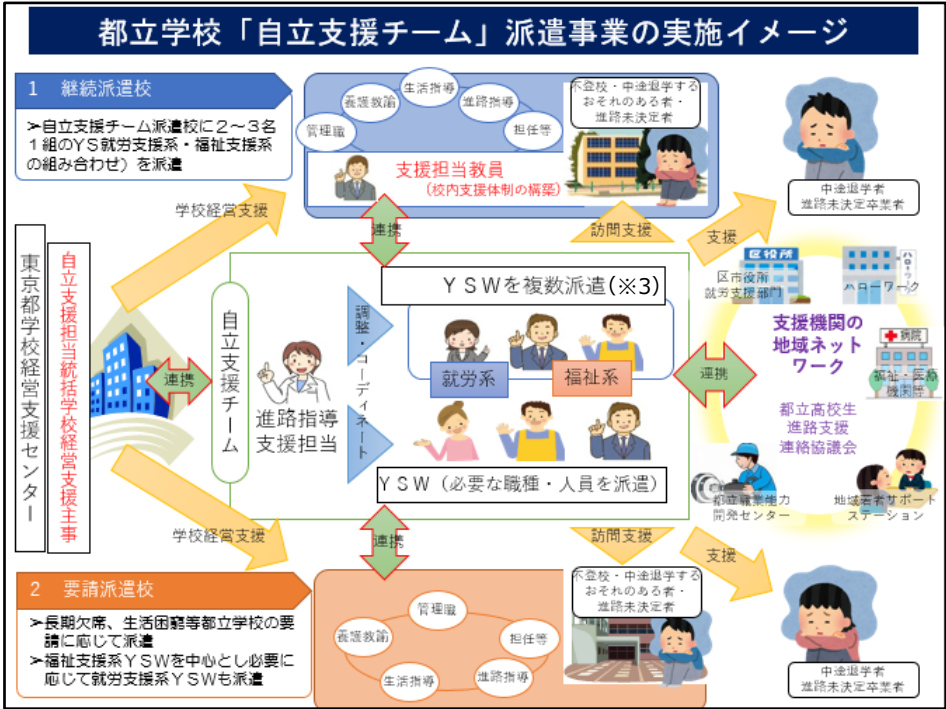
これまで、義務教育以降の取組は、都の領域とされていたところがあり、区としての取組は手薄であった。こうした点の改善をめざしつつ、義務教育後の子ども・若者の社会的自立に向けた支援にあたっては、東京都との連携の構築が急務となる。

また、連携・協働の仕組みづくりや、自助・共助・公助のネットワークの構築に向けた検討を進め、すべての子ども・若者が社会的自立を果たし活躍する社会の実現を推進することが求められる。

方策1 都と区との連携

東京都教育委員会では、中途退学の未然防止、不登校生徒及びその家族が抱える課題への福祉的支援、都立高校を中途退学した生徒への就労・再就学支援を目的として、平成28年度から都立学校「自立支援チーム」派遣事業を施策化した。

【図表5】都立学校「自立支援チーム」派遣事業 実施イメージ図

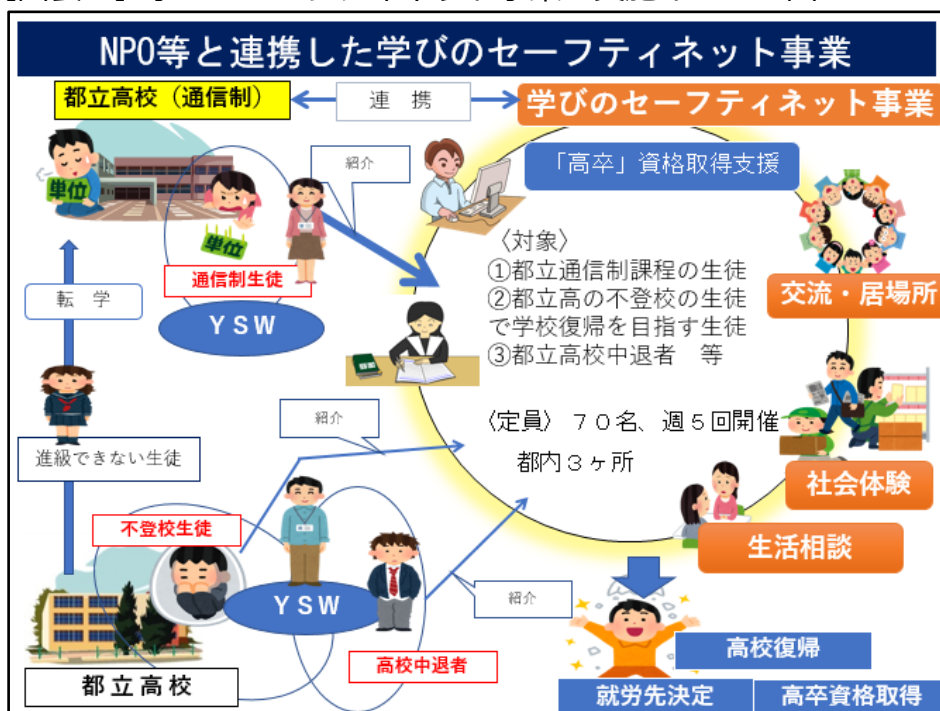


(※3) 「YSW(ユースソーシャルワーカー)」とは、若者の自立を支援する「ユースワーカー」の役割と福祉的支援をする「ソーシャルワーカー」の役割を一体化したものである。

さらに、今日の社会においては、高校卒業が重要なキャリアパスとして機能していることなどから、都立高校の通信制課程に在籍する生徒の平日の学習支援の場の提供

や、不登校の生徒に対する居場所の提供等の機能を担う目的で、令和元年度から「学びのセーフティネット事業」が施策化されている。

【図表6】学びのセーフティネット事業 実施イメージ図



一方、「板橋区子ども・若者計画 2021」では、義務教育終了後の子ども・若者への取組が手薄であることが指摘され、年齢等で途切れることのない継続した支援体制の構築が求められている。そのような中で、子ども・若者の社会的自立に向けた支援を行うに当たっては、社会全体で子ども・若者を支えていくという意識を浸透させていく必要がある。そのために、都と区の連携について、都の取組を軸としながらも区としても積極的に連携を働きかけることで、子ども・若者の社会的自立に向けた支援を地域社会全体に充実させていくことが求められる。

例えば、学びのセーフティネット事業は都内3ヶ所で展開されているが、このような都の事業の誘致を積極的に働きかけるなど、都と区でできることの異なる部分（情報・資源）を相互に補完していくべきである。また、小学校から中学校、中学校から高校へと進学する際の支援をはじめ、児童・生徒の生活や学習等の情報についてなど、義務教育の枠を越えて、支援が中学卒業を境に途切れることがないよう、支援と連携体制を構築していくことが急がれる。

さらに、区内2カ所の生涯学習センターでは、東京都福祉保健局の「東京都エイズ啓発拠点 ふぉー・てい」と連携し、性に関わる課題に関して、若者が無自覚のまま社会生活を踏み外さないように、心身にわたる健康をはぐくむための学習の機会を設けている。このような学習という視点だけに特化せず、生活の視点も含めた連携についても考えていく必要がある。

具体的な取組の方向性

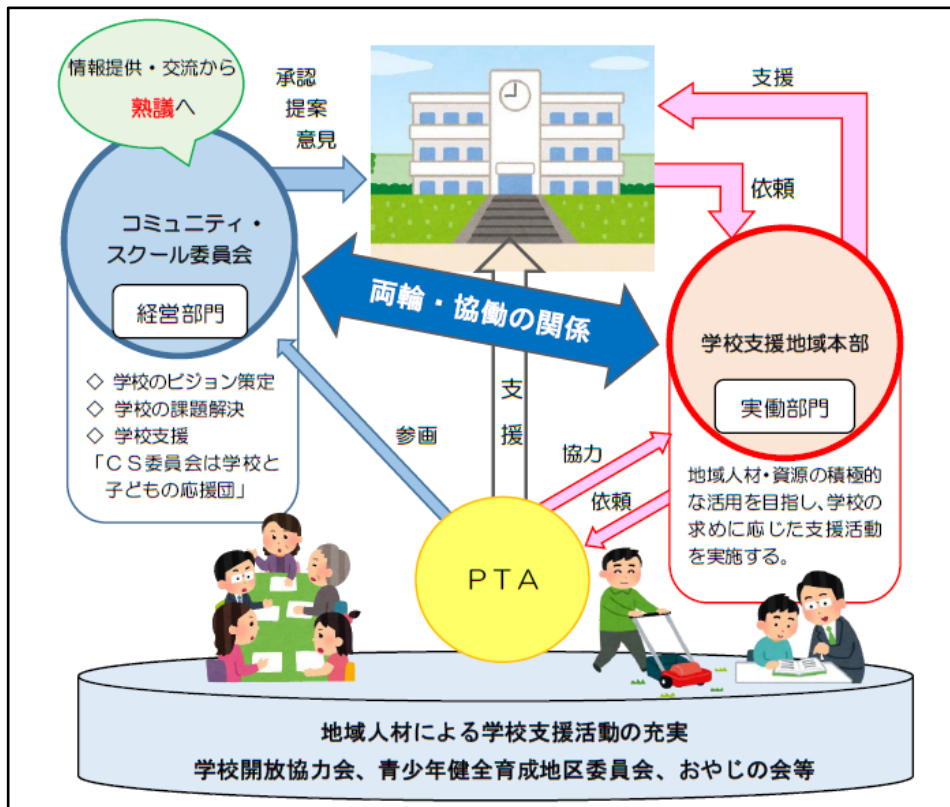
- 区内都立高校をモデルケースとした、都教育委員会と区教育委員会の連携
- 近隣区との連携による城西ブロック学びのセーフティネットの招致等
- 小中高間での情報共有による切れ目のない支援体制の構築

方策2 学校・家庭・地域の連携・協働

近年の学校を取り巻く環境は、不登校児童・生徒の増加や、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の増加等、複雑化・多様化している。そのような中において、小・中学校の不登校や高校の中途退学に係る課題を学校だけに委ねては、これらの課題の解決に迫ることはできない。子どもたちが成長するための機会を充実させ「生きる力」を健全にはぐくむためにも、学校と保護者・地域の連携・協働は必要不可欠なものとなっている。

学校・家庭・地域が連携・協働の体制を構築するためには、学校がオープンな空間となり、学校の課題に対しても開かれた場で民主的に話し合いが行われ、それが支援活動へもつながるといった学校運営へシフトチェンジしていく必要がある。そうした場として「コミュニティ・スクール委員会」を設置し、学校支援地域本部や、PTA組織、おやじの会といった学校を支援している団体とともに、実際の支援活動につなげるため、板橋区では令和2年度から「板橋区コミュニティ・スクール（以下「iCS」という。）」を区内の全区立小中学校に導入する。iCSを導入し、学校・家庭・地域が、“子どもたちのため”に様々な取組を一体となって行うことで、子どもたちの体験活動の充実や多様な価値観をもった大人との交流等が図られる。その結果「自己肯定感や地域愛の醸成」、「これからの時代を生き抜く力の育成」、「子どもたちのより豊かな学び」等の実現が期待できる。

【図表7】板橋区コミュニティ・スクール 実施イメージ



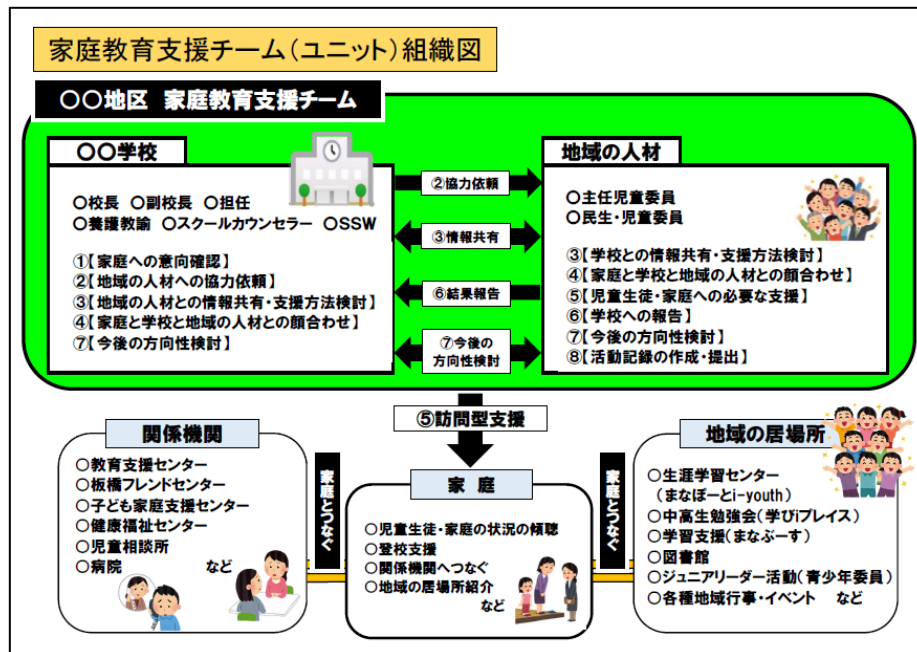
また、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、全ての保護者が安心して家庭での教育を行えるよう、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。区立小・中学校の児童・生徒の不登校出現率が上昇しており、その背景には、家庭生活の急激な変化、

親子関係をめぐる関係等、家庭にかかわる要因が多くあると思われる。このような家庭への支援には、家庭教育に必要な知識や情報の提供、課題を抱えている家庭への訪問・援助等様々な形があるが、このうち、訪問・援助等のいわゆるアウトリーチについては、これまであまり実施されてこなかった。そこで、平成 24・25 年度板橋区青少年問題協議会では、学校・家庭・地域の新たな連携の方策についての提言（平成 26 年 3 月）を行い、地域住民で構成される「家庭教育支援チーム」の創設に取り組むこととなった。

家庭教育支援チームは、子どもたちや保護者に身近で、地域状況をよく把握している主任児童委員、民生・児童委員による支援を通して、不登校児童・生徒の学校復帰や社会参加及び不登校の未然防止を図ることをめざしている。また、保護者に対し家庭教育に関する情報提供を継続的に行うなど、保護者への寄り添いを通して家庭との良好な関係を構築するとともに、家庭教育における保護者の不安感や負担感を解消することで、家庭の孤立を防止すること、困難な事例にあっては、専門機関につないでいくことも目的としている。

平成 30 年度のチーム創設当初は、不登校の理由として、小・中学校共に「無気力で何となく登校しない」、「朝起きられないなど生活リズムの乱れ」等が上位になっていること、登校できるようになったきっかけとしては「登校を促すため、電話をかけたり迎えに行くなどした」とあることから、登校までのサポートとして、不登校児童・生徒及びその保護者を対象とした訪問支援を中心に据えている。特に小学生には有効な支援方法であるため、これを足がかりに、家庭が抱えている様々な課題へ対応できるよう、人材や支援内容の拡充を図ることで、家庭教育支援チームの有効性を高めていく。

【図表 8】家庭教育支援チーム 実施イメージ図



具体的な取組の方向性

- 多方面からのスモールステップでの働きかけを通じた、社会体験・生活体験の充実
- 板橋区コミュニティ・スクールの推進
- 家庭教育支援チームの充実

方策3 関係支援団体との連携

子ども・若者への支援について、引き続き学校や教育委員会等の行政による取組を充実させていくことが重要であるが、支援の担い手は行政だけでは十分でない。区内には子ども食堂といった居場所づくりや学習支援、世代間交流や体験活動等、様々な取組を行っている民間やNPO等による支援団体が多数存在している。そういった支援団体と連携し、相互に協力・補完しあうことは、不登校児童・生徒や中途退学者、それらの予備群とも言える生徒等の、多様な状況に対応したきめ細かい支援を行う上で重要である。

「教育機会確保法」では、教育委員会と教育機会の確保等に関する活動を行う団体（フリースクールなど）との連携が求められている。しかし、文部科学省の調査（平成30年12月時点）で、全国の教育委員会の85%は、フリースクールなどとの連携がとれていないことが判明し、不登校の子どもや保護者の多くにとって、学校以外の学びの場を探すことが容易ではない状況が続いている。そこで、文部科学省では、不登校児童・生徒に対する支援推進事業の一つとして、教育委員会等と関係機関、民間団体等の連携を支援するコーディネーターの配置等が検討されている。

また、「不登校児童・生徒への支援の在り方について（令和元年10月25日 文部科学省通知）」には、多様な教育機会の確保として、ICTを活用した学習支援があげられている。その中では、義務教育段階の不登校児童・生徒が、自宅においてICT等を活用した学習活動をおこなった場合の指導要録上の出席扱いについて触れており、不登校児童・生徒の懸命の努力を学校として適切に判断することが求められている。

今後、教育委員会や学校とフリースクール等が情報交換を行う場を設けること、教職員や支援機関のスタッフ等が相互に学び合う機会を設けること、さらには、福祉関係機関や部署との連携、保健機関等との協力体制強化等、多様な視点で連携の枠組みを検討するとともに、国の支援制度等も活用し、より効果的なものにしていくことが重要である。

具体的な取組の方向性

- 官民協働による教育・福祉・保健機関等の連携体制・支援体制の整備
- 官民の支援情報を共有できる状態に一本化、マップ上にまとめるなどの可視化
- ICTを活用した学習支援等、多様な教育機会の確保

おわりに

本提言では、小・中学校での不登校と高校進学後の中途退学は互いに深く関係し、その後の本人のキャリア形成に大きな影響を及ぼすという課題設定のもと、不登校児童・生徒、中退した生徒、その予備群の児童・生徒への取組支援として実現可能な方策について具体的に示し、取組を進めるための提言を行った。

本協議会で議論を重ねる中では、もはや不登校はキャリアプランの選択肢の一つであるという考え方や、柔軟な進路選択としての中途退学を考える必要もあるといった意見も出された。そうした意見も踏まえつつ、最終的には、子ども・若者が自らの進路を主体的に選択し、社会的自立を果たすことが大切であるということを再確認した。

今回の協議期間中にも、川崎市の事件に端を発する長期間の引きこもり問題が表面化し「80・50問題（※4）」が話題になった。青少年が社会生活に適応できず自立を果たせないことで、社会とつながるきっかけを掴めずにいることなど青少年が抱える問題は憂慮すべき状況にある。

また、社会の情報化が急速に進むなかで「ICT教育」の導入等、教育をめぐる環境も大きく変化しようとしている。このような変化の激しい時代において、青少年の健全な育ちを支援していく必要性が、ますます高まっている。

区が、本提言の内容をしっかりと受け止め、家庭・学校・地域及び関係機関と緊密に連携して、青少年が抱える問題の解決に向けた取組を充実させ、子どもたちが誰ひとり取り残されずに、社会的自立を果たすことを願っている。

（※4）「80・50問題」とは、長期化した引きこもりに関する社会問題。引きこもりが長期化すれば親も高齢となり、収入や介護に関して等の問題が発生するようになる状況。

参 考 資 料

- 1 平成30年・令和元年度 板橋区青少年問題協議会 協議経過
- 2 平成30年・令和元年度 板橋区青少年問題協議会 委員・幹事名簿

1 平成30年・令和元年度 板橋区青少年問題協議会 協議経過

・平成30年度

開催概要	協議内容		
<p>H30.9.18</p> <p>板橋区役所 教育支援センター 研修室</p>	<p>全体会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員委嘱、副会長選出 ○今期の協議内容及びスケジュールについて ○「板橋区子ども・若者計画2021」について ○板橋区青少年問題協議会専門部会の設置について 		
<p>H31.1.30</p> <p>板橋区役所 教育支援センター 研修室</p>	<p>第一回専門部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門部会の開催について ○グループ討議 ○各グループ討議の内容について発表・意見交換 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>Aグループ「不登校問題」</p> <p>《委員》平戸ルリ子 松澤智昭 杉本昌彦[㊞] 長濱裕也[㊞] 川口茂好 島村恵子 小川弘平 《幹事》門野吉保 《オガール》新井陽子 齋藤真哉</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>Bグループ「中途退学問題」</p> <p>《委員》児美川孝一郎 川口元三 山本依里子 鈴木敏郎 久保正敏 松田玲子 《幹事》藤田典男 的野信一 《オガール》中里真一 梶野光信</p> </td> </tr> </table>	<p>Aグループ「不登校問題」</p> <p>《委員》平戸ルリ子 松澤智昭 杉本昌彦[㊞] 長濱裕也[㊞] 川口茂好 島村恵子 小川弘平 《幹事》門野吉保 《オガール》新井陽子 齋藤真哉</p>	<p>Bグループ「中途退学問題」</p> <p>《委員》児美川孝一郎 川口元三 山本依里子 鈴木敏郎 久保正敏 松田玲子 《幹事》藤田典男 的野信一 《オガール》中里真一 梶野光信</p>
<p>Aグループ「不登校問題」</p> <p>《委員》平戸ルリ子 松澤智昭 杉本昌彦[㊞] 長濱裕也[㊞] 川口茂好 島村恵子 小川弘平 《幹事》門野吉保 《オガール》新井陽子 齋藤真哉</p>	<p>Bグループ「中途退学問題」</p> <p>《委員》児美川孝一郎 川口元三 山本依里子 鈴木敏郎 久保正敏 松田玲子 《幹事》藤田典男 的野信一 《オガール》中里真一 梶野光信</p>		
<p>H31.3.19</p> <p>板橋区役所 教育支援センター 研修室</p>	<p>第二回専門部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○グループ討議 ○各グループ討議の内容について発表・意見交換 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>Aグループ「不登校問題」</p> <p>《委員》平戸ルリ子 松澤智昭 関実 川口茂好 島村恵子 小川弘平 《幹事》門野吉保 《オガール》新井陽子 齋藤真哉 大山宏</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>Bグループ「中途退学問題」</p> <p>《委員》児美川孝一郎 川口元三 山本依里子 鈴木敏郎 久保正敏 松田玲子 《幹事》的野信一 《オガール》中里真一 梶野光信</p> </td> </tr> </table>	<p>Aグループ「不登校問題」</p> <p>《委員》平戸ルリ子 松澤智昭 関実 川口茂好 島村恵子 小川弘平 《幹事》門野吉保 《オガール》新井陽子 齋藤真哉 大山宏</p>	<p>Bグループ「中途退学問題」</p> <p>《委員》児美川孝一郎 川口元三 山本依里子 鈴木敏郎 久保正敏 松田玲子 《幹事》的野信一 《オガール》中里真一 梶野光信</p>
<p>Aグループ「不登校問題」</p> <p>《委員》平戸ルリ子 松澤智昭 関実 川口茂好 島村恵子 小川弘平 《幹事》門野吉保 《オガール》新井陽子 齋藤真哉 大山宏</p>	<p>Bグループ「中途退学問題」</p> <p>《委員》児美川孝一郎 川口元三 山本依里子 鈴木敏郎 久保正敏 松田玲子 《幹事》的野信一 《オガール》中里真一 梶野光信</p>		

・令和元年度

開催概要	協議内容				
<p>R1.6.27</p> <p>板橋区役所 教育支援センター 研修室</p>	<p>全体会 第一部 ○新任委員委嘱 ○「板橋区子ども・若者計画2021」について ○平成30年度 専門部会の協議報告、意見交換 ○今後のスケジュール及び専門部会の設置について 第二部 講演 講師 東京都教育庁地域教育支援部 主任社会教育主事 梶野光信 内容 「青少年の自立を支援するための方策 -都立高校生の不登校・中途退学対策の取組から考える-」</p>				
<p>R1.7.25</p> <p>板橋区役所 教育支援センター 研修室</p>	<p>第一回専門部会 ○提言作成に向けたグループ討議について ○各グループ討議の内容について発表・意見交換</p> <table border="1" data-bbox="462 1086 1444 1332"> <thead> <tr> <th data-bbox="462 1086 933 1108">Aグループ</th> <th data-bbox="933 1086 1444 1108">Bグループ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="462 1108 933 1332"> <p>《委員》平戸ルリ子 浅見智則 島村恵子 久保正敏 《幹事》門野吉保 諸橋達昭 《ガール》平沢安正 齋藤真哉 戸張隆次</p> </td> <td data-bbox="933 1108 1444 1332"> <p>《委員》児美川孝一郎 松澤智昭 関実 山本依里子 松田玲子 《幹事》浅賀俊之 的野信一 《ガール》梶野光信</p> </td> </tr> </tbody> </table>	Aグループ	Bグループ	<p>《委員》平戸ルリ子 浅見智則 島村恵子 久保正敏 《幹事》門野吉保 諸橋達昭 《ガール》平沢安正 齋藤真哉 戸張隆次</p>	<p>《委員》児美川孝一郎 松澤智昭 関実 山本依里子 松田玲子 《幹事》浅賀俊之 的野信一 《ガール》梶野光信</p>
Aグループ	Bグループ				
<p>《委員》平戸ルリ子 浅見智則 島村恵子 久保正敏 《幹事》門野吉保 諸橋達昭 《ガール》平沢安正 齋藤真哉 戸張隆次</p>	<p>《委員》児美川孝一郎 松澤智昭 関実 山本依里子 松田玲子 《幹事》浅賀俊之 的野信一 《ガール》梶野光信</p>				
<p>R1.9.6</p> <p>板橋区役所 教育支援センター 研修室</p>	<p>第二回専門部会 ○提言作成に向けた討議について ○提言の構成について</p>				
<p>R1.12.20</p> <p>板橋区役所 教育支援センター 研修室</p>	<p>全体会 ○平成30・令和元年度 板橋区青少年問題協議会 協議経過について ○平成30・令和元年度 板橋区青少年問題協議会提言（案）について</p>				

2 平成30年・令和元年度 板橋区青少年問題協議会 委員・幹事名簿

(1) 委員

	氏 名	所 属	備 考
会 長	坂 本 健	板橋区長	
副会長	平 戸 ルリ子	東京家政大学人文学部教授	
副会長	児美川孝一郎	法政大学キャリアデザイン学部教授	
委 員	元 山 芳 行	区議会議長	
	(大野はるひこ)	(同)	退任
	高 沢 一 基	文教児童委員会委員長	
	(菊田順一)	(同)	退任
	松 澤 智 昭	教育委員	
	浅 見 智 則	区立小学校校長会会長	
	関 実	区立中学校校長会代表	
	川 口 元 三	都立板橋高等学校校長	
	高 橋 克 佳	区立中学校PTA連合会代表	
	(横田和也)	(同)	退任
	三 枝 節 夫	青少年健全育成地区委員会連合会代表	
	川 口 茂 好	青少年委員会代表	
	島 村 恵 子	民生・児童委員協議会代表	
	坂 詰 裕 也	ジュニアリーダー顧問会代表	
	山 本 依 里 子	NPO 法人 青少年自立援助センター代表	
	山 川 庸 介	児童養護施設まつば園園長	
	(鈴木敏郎)	(同)	退任
	久 保 正 敏	フリースクール@なります代表	
	田 中 伯 己	東京板橋ロータリークラブ代表	
	横 森 幸 子	北児童相談所所長	
	(石山俊裕)	(同)	退任
	片 岡 喜 吾	公募委員	
	小 川 弘 平	公募委員	
	中 川 修 一	教育長	
	久 保 田 義 幸	子ども家庭部長	
	榎 木 恭 子	福祉部長	
	(七島晴仁)	(同)	退任
	尾 科 善 彦	産業経済部長	
	松 田 玲 子	地域教育力担当部長	

(2) 幹事

	氏名	所属	備考
幹事	山本 豊 (齊藤 栄)	地域センター所長会幹事長 (同)	退任
	雨谷 周治 (榎木 恭子)	子ども政策課長 (同)	退任
	浅賀 俊之 (藤田 典男)	板橋福祉事務所長 (同)	退任
	木内 俊直 (雨谷 周治)	産業振興課長 (同)	退任
	水野 博史	生涯学習課長	
	門野 吉保	指導室長	
	諸橋 達昭 (赤松 健宏)	地域教育力推進課長 (同)	退任
	的野 信一	大原生涯学習センター所長	

(3) オブザーバー

	氏名	所属	備考
	中里 真一	都立北豊島工業高等学校校長	
	梶野 光信	東京都教育庁地域教育支援部主任社会教育主事	
	平沢 安正	教育支援センター所長	
	(新井 陽子)	(同)	
	齋藤 真哉	成増生涯学習センター所長	
	戸張 隆次	成増生涯学習センター社会教育指導員	
	大山 宏	東京大学大学院教育学研究科生涯学習基盤経営コース・成増生涯学習センター社会教育指導員	

令和2年2月発行

刊 行 物 番 号

31-129

青少年が成長過程で直面する課題への対応方策について
～社会的自立に向けた力をはぐくむために～
(平成30年・令和元年度 板橋区青少年問題協議会提言)

発 行 板橋区青少年問題協議会

事務局 板橋区教育委員会事務局地域教育力推進課
東京都板橋区板橋二丁目66番1号
電話 03-3579-2488